

大阪市告示第1825号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者

(1) 名称

株式会社寺岡精工 関西第一支店 大阪営業所

(2) 住所又は事務所の所在地

大阪府吹田市垂水町3丁目20番8号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

キャッシュレス決済を利用して市税事務所に納付される税証明等発行手数料

3 指定日

令和6年12月16日

4 指定期間

令和7年1月6日から令和11年11月30日まで

(財政局税務部管理課)